て、積極的に能率の增進を見ると共に、又上下職工間の意見の衝突及感情の蟠りを一掃する事に依つて、能率上の障碍をも除去し、消極的にも能率の增進を來す事。

(三)此制度は、勞働者が企業の一部に關して、發言權を持つ事となるの結果、自然勞働者も幾分責任觀念を感ずるやうになり、又經營上の困難を知るに及んでは生產增加の必要、公正な賃銀に對する公正な勞働の必要を知るやうになる事。

而も之等の利益が、勞働者よりも、又消費者よりも、資本家の上に最も多く齎されるものである事は、敢て說明ずるまでもない。尙此外、工場主にとつて特に便宜な點がある。

即ち

(一)工場委員會は諮問機關であるから、同會の決議若くは提議は、何等工場主に對して實行上の强制力を持たない。之を實行すると否とは懸つて工場主の方寸にある事。

(二)工場委員會の職能は、重要ならざる事項に局限し多くは單なる福利增進委員會たらしめ得る事。

(三)工場主は、一般職工と同樣工場委員に對しても、解雇又は差別的待遇をなす實權を持つが爲め、事實上委員の選擧に隱密の干涉をなすを得る事。

斯くの如き理由が存すればこそ、關西に於いて多くの工場主が勞働者の要求を待たずして自發的に工場委員會を設立せしめたのである。

勞働者に取り有害無益か

尤も、斯ういつたからといつて、工場委員會は、勞働者に取つて、有害無益のものであるといふのでは勿論ない。從來、工場に於ける勞働者は、全く資本家の奴隸の如きものであつた。彼は自由契約、對等契約に依つて雇傭契約を結んでゐるといふのに、その雇傭條件は愚か、幸福增進施設に關してさへ、些かも發言權を持つてゐない。若しも多少モノの分つた勞働者があつて、何事かの改善を會社に要求する處があれば最後、彼は危險思想を把持する者と看做されて、即日解雇の厄に逢ふのであつた。工場委員會は、此の厄から完全に勞働者を救ふ事は出來ぬとしても、從來の工場主專制を抑えて、勞働者として企業經營の一角に發言權を持たうとするものである。之が下にも記す如く甚だ不十分なものではあるが、之を漸次勞働者の力に依つて改善して行くとして、兎も角も從來の工場專制を抑へて工場民主制に一歩を進めた點を買はねばならない。我等は工場委員會を歡迎する。併